

- 税の種別・・・法定外普通税
- 税収の用途・・・法定外普通税のため特に用途は設けないが、再生可能エネルギー発電設備の適地誘導策や地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用する

1 課税の根拠

大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電事業を巡る状況を踏まえ、再生可能エネルギーの地域との共生の促進に向けて、地方税法第4条第3項の規定に基づき、(仮称)再生可能エネルギー関係新税を課する。

2 課税対象、納税義務者等

▶ 課税対象：0.5ヘクタールを超える森林※1の開発行為※2完了後5年以内に着工された太陽光・風力・バイオマス発電設備（再生可能エネルギー発電設備や附属設備等の一部のみが開発区域に所在する場合を含む）

- ※1 森林法第2条第3項に規定する国有林の区域及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域（このうち開発行為が行われた区域を「開発区域」と定義）
- ※2 土石又は樹根の採掘、開墾等による土地の形質を変更する行為

【非課税となる再生可能エネルギー発電設備】

- ① 国又は地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 太陽光発電設備であって、住家、店舗、工場等の屋根等に全部を設置するもの
- ④ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域において、市町村の認定を受けた計画に基づき整備したもの※3
- ⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域内で、認定設備整備計画に基づき整備したもの※3
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして、市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき整備したもの※3

※3 ④～⑥を合わせて、以下、「促進事業による発電設備等」とする。

▶ 納税義務者：再生可能エネルギー発電設備の所有者

4 賦課徴収に関する申告の義務、不申告等に関する過料

- ▶ 納税義務がある所有者は、1月1日現在における当該再生可能エネルギー発電設備について、その所在、再生可能エネルギー源の種類、総発電出力等を記載した申告書に、その事実を証する書面を添付して、1月31日までに、知事に提出しなければならない。ただし、申告事項に異動がない場合は不要とする。
- ▶ 正当な事由がなく上記の申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

6 事業者等への協力要請

▶ (仮称)再生可能エネルギー関係新税に関する調査について必要があるときは、事業者又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

3 賦課期日、課税標準、税率

- ▶ 賦課期日：毎年1月1日
- ▶ 課税標準：賦課期日現在における総発電出力※4
※4 いわゆる「定格出力」「設備出力」の、再生可能エネルギー源ごとの合計値のこと。
- ▶ 税率：再生可能エネルギー源の種類により設定（営業利益の20%程度に相当）
太陽光・風力発電設備についてはFIT価格等に応じて区分
- 太陽光発電設備：税率620円/kW（ただし、FIT認定設備で、調達価格が10円以上の場合は下表による）

FIT 価格等	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満
税率 [円/kW]	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500	2,790

FIT 価格等	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上
税率 [円/kW]	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

- 風力発電設備：税率2,470円/kW（ただし、FIT認定設備で、調達価格が16円以上の場合は下表による）

FIT 価格等	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

- バイオマス発電設備：税率1,050円/kW

5 税の減免

▶ 減免の対象：住家、店舗、工場等が所在する開発区域内に設置された再生可能エネルギー発電設備であって、発電により得た電力を専ら当該住家等において自家消費する場合で、知事が認定したものなど

7 条例の施行期日、適用区分、失効

- ▶ 地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- ▶ 施行日前に開発行為に着手した開発区域に所在する再生可能エネルギー発電設備については、適用しない。
- ▶ 施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。